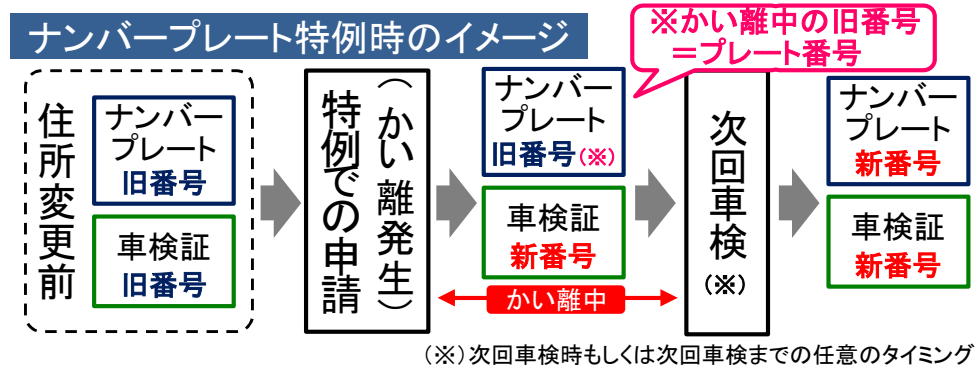


住所変更時のナンバープレート交換に関する特例に伴う変更について

■ 特例について

●引越しに伴う手続きの負担軽減の一環として、**個人がオンライン申請により変更登録(住所変更)を希望する場合に限り**、ナンバープレートの交換を次回の車検時まで猶予する特例(ナンバープレート特例)が令和4年1月より運用開始されます。



1. 新規提供項目 提供開始日: 令和4年1月4日

提供項目名	概要	具体例
① プレート番号	ナンバープレート特例申請により、新ナンバープレート未交付状態(「自動車登録番号」と「ナンバープレートの自動車登録番号」が異なる状態)の場合、「ナンバープレートの自動車登録番号」を提供します。	尾張小牧300た1234
② プレート番号かい離発生日	ナンバープレート特例申請により、新ナンバープレート未交付状態(「自動車登録番号」と「ナンバープレートの自動車登録番号」が異なる状態)が発生した年月日を提供します。	(2022年1月4日の場合) 20220104
③ プレート番号かい離発生フラグ	ナンバープレート特例申請により新ナンバープレート未交付状態(「自動車登録番号」と「ナンバープレートの自動車登録番号」が異なる状態)かを区別するフラグを提供します。交付後は未設定になります。	0: 未設定 1: プレート番号かい離あり

- ①プレート番号 ②かい離が発生した日は、ナンバープレート特例申請により新ナンバープレート未交付状態の場合のみ値を設定します。「自動車登録番号」と「ナンバープレートの自動車登録番号」が一致する場合は、何も提供しません。なお閲覧は、新ナンバープレート未交付状態時のみ備考欄に①②を表示します。
- ①プレート番号は、提供項目「自動車登録番号」をすでに取得している場合に限り取得可能です。
- ③プレート番号かい離発生フラグは、状態フラグ(47バイト目)として提供します。
- 新規提供項目の追加をご希望の場合は、自検協HP<お知らせ>に記載の「お申込み方法」をご参照の上、お手続き願います。

2. 自動車登録番号を検索条件とする場合の注意点

提供項目に所有者等情報を含む利用者様

(1) 【所有者等情報あり】の場合、2022年1月以降の検索で「自動車登録番号」にプレート番号を指定された場合、車両情報が返却されません。(閲覧を含む)

検索条件: **プレート番号** + **車台番号** ⇒ **× エラー** (※統計/初期・ジャーナルは検索対象外)

(2) ジャーナルは、所有者等情報の有無に関わらず、抽出条件としてプレート番号が指定されていると抽出対象外となります。

自動車登録番号にプレート番号を指定した場合の提供可否 ※ジャーナルを除く (上記(2))

●検索条件として指定された自動車登録番号が、車検証の自動車登録番号ではなくプレート番号であった場合、所有者等情報を含む情報は提供されません。車検証等でご確認の上、自動車登録番号(+車台番号)を検索条件としてご指定ください。

●提供項目に所有者等情報を含まない場合は、抽出条件として指定された自動車登録番号が「車検証の自動車登録番号」「プレート番号」のどちらかに一致すれば情報提供します(右図)。

どちらに一致したか判別が必要な場合は、提供項目「自動車登録番号」「プレート番号」の両方を取得ください。
提供項目追加ご希望の場合は、自検協HP<お知らせ>に記載の「お申込み方法」をご参照の上、お手続き願います。

現 行			2022年1月以降		
所有者等情報	抽出条件	提供可否	所有者等情報	抽出条件	提供可否
あり	登録番号+車台番号	○	あり	登録番号+車台番号	○
				プレート番号+車台番号	×
なし	登録番号のみ	○	なし	登録番号のみ	○
				プレート番号のみ	○
				車台番号のみ	○

【所有者等情報なし】における情報提供

特例選択で新ナンバープレートが未交付の場合

